

J R東日本エネルギー開発株式会社「(仮称)新白馬風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和6年9月17日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)新白馬風力発電事業 環境影響評価方法書について、J R東日本エネルギー開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、和歌山県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：和歌山県広川町、日高川町、日高町、御坊市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大60,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書	令和5年 5月11日
環境大臣意見受理	令和5年 8月 1日
経済産業大臣意見発出	令和5年 8月 8日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和6年 3月28日
住民意見の概要等受理	令和6年 6月 3日
和歌山県知事意見受理	令和6年 9月 5日
経済産業大臣勧告発出	令和6年 9月17日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、森江
電話03-3501-1742（直通）

JR東日本エネルギー開発株式会社「(仮称)新白馬風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業計画では、風力発電設備及び搬入道路等の附帯設備の構造・配置又は位置・規模に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にしたうえで、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
また、土地の改変等を含む工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生抑制に努めるとともに発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺には、他の事業者による風力発電設備が存在することから、累積的影響が懸念される。このため、他事業者から必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺には、日高川町立早蘇中学校を始め、配慮が特に必要な施設等が点在していることから、騒音による影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺は、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されているほか、サシバやハチクマの渡りの移動経路になっている可能性が高い。このため、鳥類の調査に当たっては、事業実施区域内の西側部分に調査地点を追加するなど、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
5. 事業実施区域内に存在する既設風車でのバードストライク及びバットストライクの発生状況並びに飛翔動物以外の動物の生息域の変化についても、可能な限り調査して現状の把握を行い、その内容を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 動物への累積的影響について、造成等の施工による一時的な影響及び施設の稼働による影響を検討し、環境影響評価項目の追加について検討すること。
7. 景観に係る眺望点として、真妻山を選定すること。
8. 水質の調査に当たっては、近年の局所集中的な降雨の傾向も踏まえ、残土の取

扱いも含めて、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
(和歌山県知事からの意見書の写しを添付)